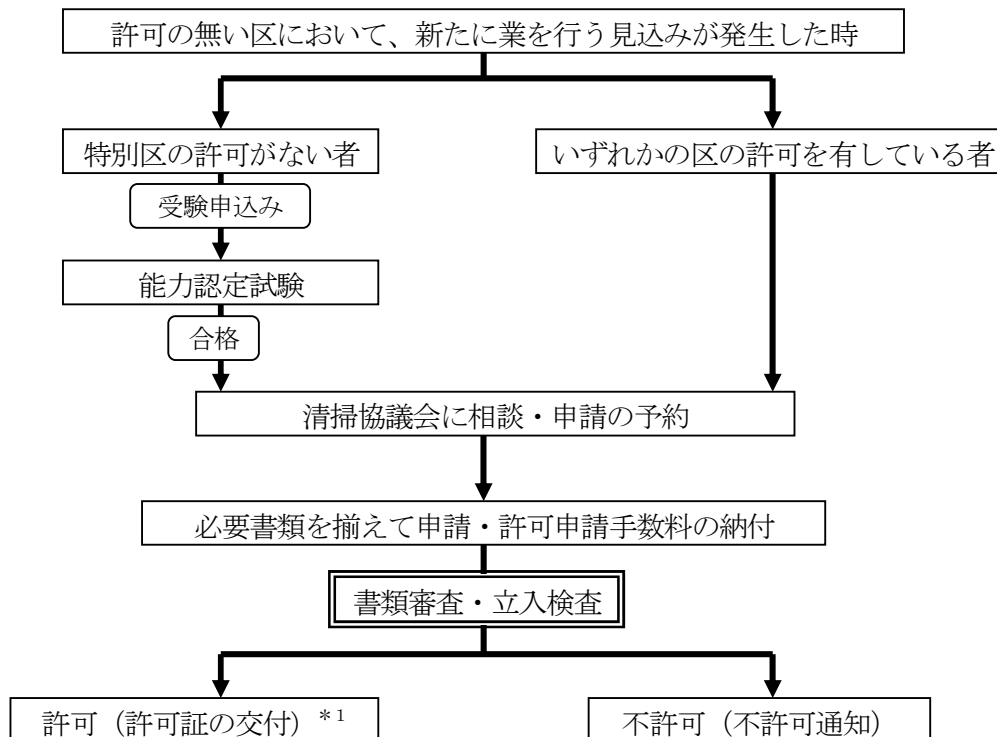


1 新規許可申請

一般廃棄物の収集又は運搬の業を行う場合には「収集運搬業」の許可、一般廃棄物の処分の業を行う場合には「処分業」の許可が必要です。

なお、許可対象廃棄物のうち「汚でい」の収集運搬業については、現在、新規許可を行っていません。



*1 収集運搬業の許可（普通ごみ）を取得した場合は、排出事業者との一般廃棄物処理委託契約締結後、**速やかに契約書の写しを清掃協議会へ提出してください。**

(1) 特別区内において初めて業の許可を申請するとき

区長が定める試験（以下「能力認定試験」という。）に合格していなければなりません。能力認定試験は、「収集運搬業」と「処分業」に区分されており、別々に実施されます（令和6年2月現在、収集運搬業の能力認定試験は、実施していません。）。試験日、申込期間等は、年度ごとに定められます。なお、個人として許可を取得した場合、取得後5年を経過しないと、法人への変更はできません。（詳しくはP.48を参照）

受験資格者	法人	当該法人の役員（会計参与、監査役及び監事を除く。）のうちの1名です。同一法人の役員が同時に2名以上受験することはできません。
	個人	業を始めようとする当該個人
合格の効力	能力認定試験の合格者には、合格証が交付されます。 合格の効力は1年間 （合格した日から翌年の同日まで）です。新規許可を受けるためには、申請者は合格から1年以内に申請書を提出する必要があります。	

* 処分業で新規許可申請をする場合、事前に東京都や施設を設置する区への必要な届出や申請、必要な資格等があります。

* 新規で業を開始する方につきましては、許可取得後一定の期間は清掃協議会で別に定める研修報告書を清掃協議会に提出していただきます。詳細は、能力認定試験合格後にお伝えします。

(2) 新たに別の区で業の許可を申請するとき

いずれかの区で収集運搬業の許可を有する者が、新たに別の区の収集運搬業の許可の申請をするとき、又は同様に処分業の許可を有する者が、新たに別の区の処分業の許可の申請をするときは、能力認定試験を免除します。

(3) 申請方法等

① 清掃協議会へ事前にお電話にてご連絡ください。郵送申請を希望する場合は、その旨も申し出てください。

② P. 33《新規・更新許可申請に係る注意事項》に留意し、次の必要書類を揃えて提出してください。

* 1部の申請書で複数区の許可を同時に申請することができます。添付書類は1部のみ提出してください。

【申請に必要な書類】

収集運搬業	1	一般廃棄物収集運搬業許可申請書【様式No.1-1、1-2、1-3】
	2	事業開始資金及び調達方法【様式No.15】
	3	《別表1》収集運搬業の許可申請に係る添付書類3～18 (P. 34・35 参照)
	4	「普通ごみ」を取り扱う場合は、一般廃棄物処理委託証明書【様式No.17】 * 一般廃棄物処理委託証明書は、「作業場所及び処理量【様式No.18】」に記載した順に綴ってください。
処分業	1	一般廃棄物処分業許可申請書【様式No.2】
	2	事業開始資金及び調達方法【様式No.15】
	3	《別表2》処分業の許可申請に係る添付書類2～12 (P. 37 参照)

③ 許可申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により、申請書を提出する当日に金融機関で納付してください。郵送申請の場合は、清掃協議会から別途お知らせします。

新規許可申請手数料	1区につき 15,000円
------------------	----------------------

※ 納付書記入用に、次のサイズのゴム印があると便利です。

複数区に申請する場合、申請区分の納付書を作成することになり、納付書1枚につき、住所等を3か所ずつ記入していただく必要があります。

【サイズ】 たて12mm×よこ55mm

【印字】 個人の場合：住所、氏名

法人の場合：所在地、名称、代表者氏名

④ 許可基準を満たしているかどうかを審査するため、書類審査及び立入検査を行います。

⑤ 審査の結果、基準を満たしていることが認められたときには許可証を交付します。

⑥ 許可証は、別途ご案内する日時に清掃協議会において交付します。許可証の郵送交付を希望する場合は事前相談時にお問い合わせください。

許可日は、申請が受理された月の翌々月の1日です。ただし、1月は許可を行っていませんので、11月に申請が受理された場合の許可日は、2月1日になります。

⑦ 許可期間は2年です。2年以上継続して一般廃棄物処理業を営むためには、2年ごとに更新許可の申請をする必要があります。(P. 32「2 更新許可申請」参照)